

令和5年横審第37号

裁 決

モーターボートA転覆事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年7月2日08時35分

伊良湖水道

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 0.2トン

登 録 長 3.60メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 14キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成29年3月に進水したFRP製モーターボートで、船体中央部に舵輪、機関遠隔操縦装置及び魚群探知機内蔵のGPSプロッターを組み込んだ操船コンソール、その後方に操縦席をそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、令和4年7月2日05時00分愛知県泉港を発し、伊良湖水道東部の釣り場に向かった。

ところで、伊良湖水道は、伊勢湾口の愛知県伊良湖岬と三重県神島との間にある水道で、水道の両側には朝日礁を含む陰礁域が拡張し、上げ潮流及び下げ潮流がそれぞれ北西方及び南東方へ流れ、最強流速が2.6ノットに達し、同水道東部の南北方向700メートル東西方向500メートルの海域（以下「激潮発生域」という。）では、急潮及び激潮が発生することがあり、海図W1064伊良湖水道に急潮及び激潮の図式が記載されていた。

そして、a受審人は、令和3年8月にAを購入後、5回ないし6回伊良湖水道東部及び三河湾西部に赴いて釣りをを行い、激潮発生域を潮流に抗して航行中、波形勾配が急峻で発達した風浪を受けて船体が大きく傾斜した経験があったことから、同発生域では、潮流に逆らって吹く強風があると、風浪が発達すると共に波形勾配が急峻になることを認識し、潮流や風浪を認めたら激潮発生域を避けて航行していた。

a受審人は、06時30分前示釣り場に至って釣りを始め、07時23分転流により下げ潮流になって以降も移動と漂泊を繰り返しながら釣りを行っていたところ、次第に南風が強くなってきたことから、一旦釣りを切り上げ、08時30分頃釣り場を発進して帰途に就いたものの、釣果の期待できる激潮発生域に移動して釣りを継続すること

を思い立ち、ノースアップ表示設定としたGPSプロッターを作動させ、同乗者2人を操船コンソール前方で待機させ、自らは操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、08時32分僅か前伊良湖岬灯台から182.5度（真方位、以下同じ。）1,410メートルの地点で、針路を朝日礁西方沖合に向く298度に定め、折からの下げ潮流により左方に3度圧流され、9.1ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針したとき、a受審人は、増勢した南風に伴って南寄りで波高0.7メートルないし0.8メートルの風浪が押し寄せるようになったのを認め、激潮発生域では風浪が発達すると共に波形勾配が急峻になり、そのまま同発生域への進入を続けると、船首方から同風浪を受け、舷縁を越えて大量の海水が船内に打ち込んで大傾斜し、復原力を喪失するおそれがあったが、この程度の風浪ならば舷縁を越えることはないものと思い、激潮発生域への進入を中止することなく続航した。

こうして、a受審人は、激潮発生域を南東流に抗して航行中、08時35分伊良湖岬灯台から219.5度1,350メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、右舷船首方から波形勾配が急峻で発達した風浪を受け、舷縁を越えて船内に打ち込んだ大量の海水により右舷方に大傾斜し、復原力を喪失して瞬時に転覆した。

当時、天候は晴れで風力4の南風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、転覆地点付近には南東方に向かう約0.6ノットの潮流があり、南寄りで波高0.7メートルないし0.8メートルの風浪があった。

転覆の結果、船外機等に濡損を生じ、来援した巡視船によって愛知県伊良湖港に引き付けられ、a受審人及び同乗者2人が別の巡視船に救助された。

(原因及び受審人の行為)

本件転覆は、伊良湖水道において、下げ潮流がある状況下、増勢した南風に伴って南寄りの風浪が押し寄せるようになった際、激潮発生域への進入を中止せず、南東流に抗して航行中、右舷船首方から波形勾配が急峻で発達した風浪を受け、舷縁を越えて船内に打ち込んだ大量の海水により右舷方に大傾斜し、復原力を喪失したことによって発生したものである。

a 受審人は、伊良湖水道において、下げ潮流がある状況下、増勢した南風に伴って南寄りの風浪が押し寄せるようになったのを認めた場合、激潮発生域では風浪が発達すると共に波形勾配が急峻となり、そのまま同発生域への進入を続けると、船首方から同風浪を受け、舷縁を越えて大量の海水が船内に打ち込んで大傾斜し、復原力を喪失するおそれがあったのだから、激潮発生域への進入を中止すべき注意義務があった。しかるに、同人は、この程度の風浪ならば舷縁を越えることはないものと思い、同発生域への進入を中止しなかった職務上の過失により、南東流に抗して航行中、右舷船首方から波形勾配が急峻で発達した風浪を受け、舷縁を越えて船内に打ち込んだ大量の海水により右舷方に大傾斜し、復原力を喪失して転覆を招き、船外機等に濡損を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 6 月 27 日

横浜地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁